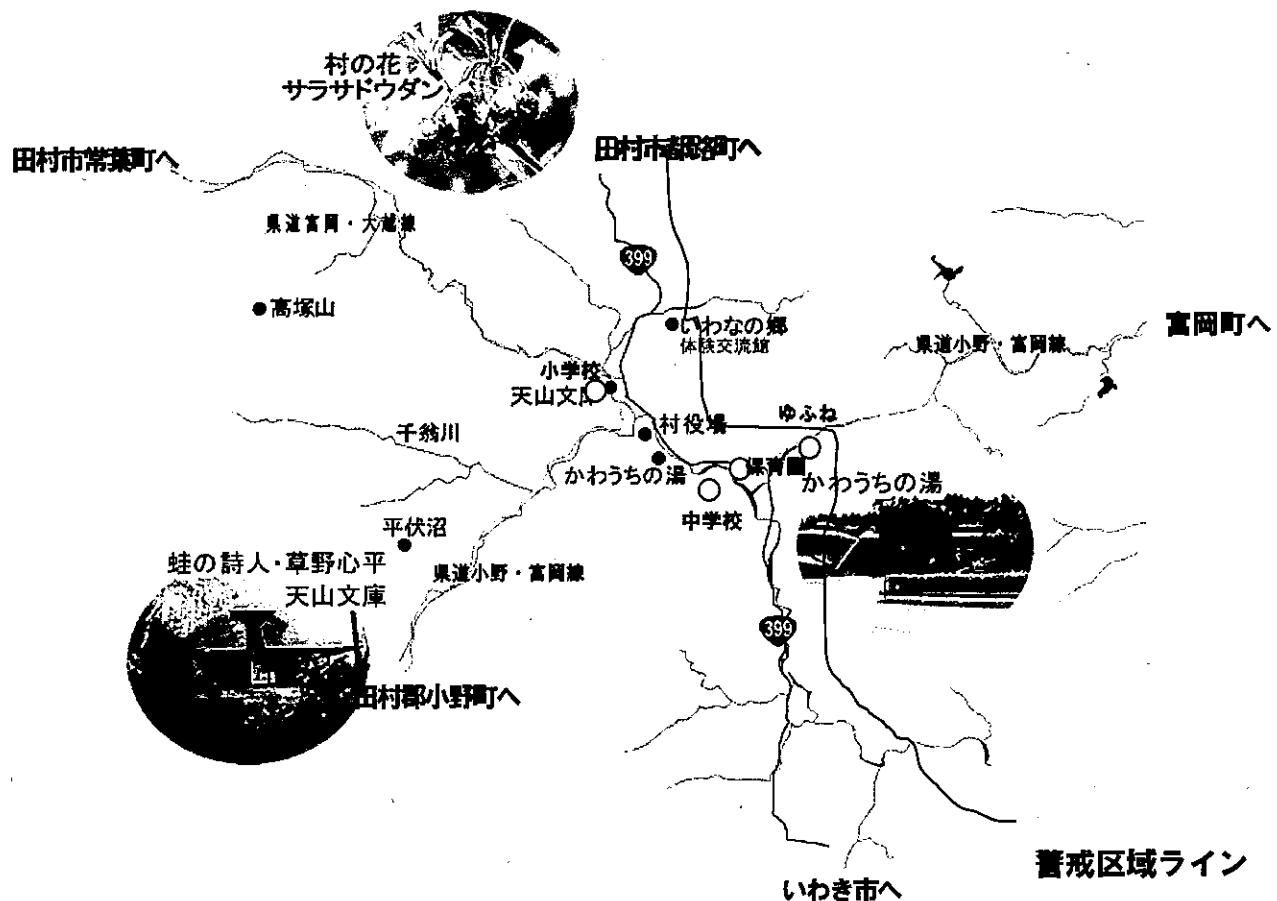


原子力災害対策本部長 殿

川内村における 緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画



平成23年9月

福島県双葉郡川内村

I. はじめに

1. 緊急時避難準備区域解除に伴う全地域帰還の基本的な考え方

本村は、福島県の浜通り地方、阿武隈高地の中部にあって、東西に 15.0 km、南北に 13.0 km の総面積は 197.38 km² です。うち山林原野が全体の約 9 割を占め、四季折々の彩り、豊かな自然の織り成す風光明媚な高原風景、そして昔から農的な暮らしが営まれた地域です。

また 120 年余の歴史の中で、今回の原子力発電所の事故によって村始まって以来の避難生活を強いられ、加えて放射線という目に見えない物体との格闘が予想をはるかに超え、たいへん苦痛な村民生活を余儀なくされようとしています。



本村は現在、警戒区域と緊急時避難準備区域の 2 つの区域が設定され、さらに 8 月 3 日にはその準備区域の一部に特定避難勧奨地点も設定されました。

緊急時避難準備区域は、福島第一原子力発電所から 20 キロから 30 キロにある地域で、役場、文教施設をはじめ主な公共施設が存在、加えて村民の約 8 割を超す人々が暮らす地域で、9 月にも解除される方針とのことです。

解除される理由としては、水素爆発が生じたり、原子炉等の冷却ができなくなる可能性は低くなったことによるもので、言い換えれば緊急事態の発生はないということです。

しかしながら、解除されても直ちに戻れるものではありません。村民の皆さんのが故郷に帰り、安心して住み続けるための最大の要因は、放射線量をできるだけ「低くする」ことです。これまで文部科学省では、本村のモニタリング調査を実施してきており、今後、この値を基に「除染作業」を行っていただき、さらに安心の部分が確保されてから、避難解除を発する方針となりますので、除染を完了するまで、全村民の皆さんには「自主避難」の継続を発令しました。

帰還に向けては、住民説明会や懇談会を複数回開催し、納得のいく「全村帰還」を目指す観点から、本村住民が村に戻って生活するために最低限必要なことを国や県、又は東京電力株式会社に対して強く要望いたします。

①空間や土壤、飲料水の詳細なモニタリング調査と除染を行うこと。

→飲料水については全世帯調査、安全・安心の確保

- ②基幹産業としての農林業の振興と失業に伴う新たな雇用の場を確保すること。
- ③村民全員が帰還できる環境整備と健康管理を常時行うこと。
 - 保育園、小中学校、複合施設ゆふね等の再開
- ④警戒区域及び特定避難勧奨地点の住民用住宅を村内に建設すること。
- ⑤生活を営むためのすべてのごみ処理、し尿処理及び火葬場を確保すること。
- ⑥一世帯に一台の線量計の配布すること。(保育園、小中学生には積算線量計を配布)
- ⑦除染対策や復興ビジョンの実現のための専門的な人員を本村に派遣すること。

II. 住民、役場関係

2. 住民の移転

(1) 対象者数について

本村は現在、警戒区域と緊急時避難準備区域の2つの区域が設定されています。その緊急時避難準備区域は、福島第一原子力発電所から20キロから30キロにあり、主に第5区の田ノ入地区と第8区を除く地域で、平成23年3月11日現在では959世帯、2,639人となって村民全体の約8割となっています。また、8月末では村内で生活を営んでいるものは中高齢者が主で195人となっています。

- ①警戒区域 : 20キロ圏内 (概ね 69.1km²)
人口 353人 160世帯
(うちあぶくま更生園38世帯、38人)
- ②緊急時避難準備区域 : 20~30キロ圏内 (概ね128.2km²)
人口 2,639人 959世帯

③現在の避難状況

○全体の避難者は、福島県内に約8割、福島県外に約2割となっています。

区分	住基人口	県内避難者	県外避難者
全 体	2,992人	2,375人 (79.4%)	617人 (20.6%)
うち緊急時避難準備区域	2,639人	2,111人 (80.0%)	528人 (20.0%)

※県外避難者は新潟県など26都道府県に分散)

(2) 帰郷に向けた現在の状況と今後の避難住民への連絡について

本村では、平成23年5月に村復興ビジョン策定のための全村民のアンケート調査を実施しました。その中で「原子力災害が解決された場合、川内村に帰郷されますか。」の質問に対して、702人回答を得た中で697人が「はい」と答え、率にして84.2%の方々が帰還するデーターが得られました。さらに、本年6月25日には村内に戻られた方々の説明会も2か所で実施しましたが、多くの村民が参加されたことに鑑み、帰還に向けては、郡山市やいわき市、さらに村内にて、除染の完全実施や雇用の確保などに配慮しながら時期を特定し、親切丁寧な説明会や懇談会を開催します。その後、意向調査を往復郵便で実施し、基本的に全地域、全村民の帰還

を目指します。

○かわら版による情報伝達

帰還に向けたその他の取り組みとしては、本村の唯一情報伝達機関紙である「かわら版」によって、その手順や説明会開催などの情報を瞬時に伝達し、住民の統一した行動を示唆します。

○村ホームページによる情報伝達

かわら版と同様に、災害対策本部決定事項は、瞬時に情報を村ホームページにアップし、情報を伝達していきます。

○防災メールによる情報伝達

本村の防災メールの情報伝達者は、現在 300 名を超えていきます。この防災メールは、防災情報と避難情報を伝達していることから、さらなる周知を行い、アップできる環境を推進し、有効活用を図ります。

(3) 帰還の確認方法について

帰還指示発令後又は行政機能の帰還後、1ヶ月以内に行政区ごとに各集会所において、「避難解除に伴う今後の村づくり座談会」と称し、住民集会を開催すると共に、個別にヒアリングを行います。その後、帰還された方は、広報かわうちやホームページでも掲載するとともに、本村職員と行政区長の連絡を密にして帰還者の完全把握をします。具体的には、各行政区に担当職員を 2 名づつ配置します。

(4) 住民安心対策について

帰還後は、村の行政組織に「復興支援係」の総合窓口を設け、専任職員を張り付けると共に、住民からの相談や意見、要望を拝聴し、住民に配慮したきめ細かな行政指導を実施します。

(5) 帰還開始時期と完了目標日の設定について

これまで記述した帰還にむけた取り組みの中で、特に放射線量の値が最大の要因になっていることから、村内全地域を除染し、住民の安全・安心を確認、担保される時期を平成 23 年 12 月に帰還宣言をします。そして、村民の帰還は、平成 24 年 2 月から開始し、約 2 か月後の平成 24 年 3 月までに避難住民の帰還完了を目指します。

従って、平成 24 年 4 月からこれまで同様に、村内での通常の村民生活とします。

3. 役場の移転・業務再開

(1) 施設・設備の現状確認について

①役場及び各地区集会所

本年3月11日の午後2時46分に大地震が発生、本村でも震度6弱を観測し、大きな揺れのあった本村の公共施設は、役場の2階天井が一部崩落しましたが、大部分の公共施設について、ほとんど被害はありませんでした。また、その後、福島県での役場とコミュニティセンターの2箇所で耐震チェックを行いましたが、特に問題なしとの結果でした。

役場及び各地区の集会所、合わせて19の公共施設は、3月12日から16日にまでの5日間、6,000名を超える富岡町住民の避難所となっていましたことから、緊急雇用によって、5月中旬から7月下旬にかけて施設の内部、外部（窓ふきのみ）ともに清掃活動を行いました。現段階では、除染作業さえ完了すればいつ再開しても使用に耐え得る状況となりました。

また役場には、6月25日から平日に限って2名の連絡員を派遣しており、特に施設、設備ともに特段の異常は確認されていません。

ただし、施設の外の部分の除染作業については、今後、個々に除染計画を作成し、実施する予定となっています。

(2) 職員への連絡、業務再開意志の確認について

本村職員の62名については、現在、郡山市の出張所に全職員集結し、避難住民の対応と本来の福祉業務を行っております。また意思を確認した結果、全職員が帰還とともに、村内での業務再開に希望を膨らましているので、業務再開にあたっては、支障となる事態は生じません。

(3) 役場機能の事前的一部再開について

本村業務再開については、全住民帰還の意思を確認し、村長による「帰還指示」発令後、住民と行政ともに一斉に帰還するため、事前の一部再開は考えていません。これは、業務用のOA化やLGWAN回線、さらに戸籍システム、住民情報システムなど総合行政システムを郡山出張所にすべて移しているため、一部再開の方向ではなく住民帰還に合わせその機能も一斉に戻す考えです。

(4) 移転時期、業務再開時期について

本村の行政は、すべて村役場からシステムや書類を持ち出し、郡山市出張所で行っている現状から、全村帰郷の時期に合わせ、役場機能も移転します。

行政の再開については、住民情報システム、戸籍システム、国保・後期高齢者システム、福祉システム、財務会計システム及び総合行政システムなどの移転も必要なことから、帰村の時期と合わせ、順次、移転する計画でその移転時期は、平成24年3月中を目指しています。

III. 学校関係

4. 保育園、小中学校の再開と高等学校への送迎開始

(1) 施設・設備の現状について

①認定こども園 かわうち保育園

保育園施設の地震による被害はほとんどなく、また前年度に実施した就学児童用保育室も電気工事を除き、ほぼ完成しました。さらに電気や飲料水、下水施設にも問題がなく、いつでも開園できる状況にありますが、施設再開前に専門業者などに依頼し、これらの状況を再度、確認する予定です。

②川内小学校

川内小学校は、3月12日から16日までの5日間、職員室を除く全室、富岡町の避難所として開放していた観点から、村の緊急雇用によって、窓ガラスを含む校舎全体を清掃し、いつでも使用できる環境にあります。また、地震により一部被害（校舎及び体育館の出入口の基礎の損障）があったが、調査終了後、復旧予定です。その他のライフラインはすべて使用可能ですが、今後、放射性物質をいくらかでも除染することが課題となっています。

③川内中学校

校舎は鉄筋コンクリート一部3階建てとなっていますが、体育館の軒天に一部損壊がありましたので、現在、調査中ですが、復旧は年内に実施します。また、小学校同様に富岡町避難所として使用した観点から、やはり6月に清掃の完全実施をしました。

今後、除染実施によって、帰還と同時に再開を目指します。

(2) 通園、通学の現状と再開に向けた意思確認、教職員の配置について

①認定こども園 かわうち保育園

震災前の23年度通園児童数は55名でしたが、現在は休園している状況です。村民帰還後は、除染の結果を踏まえ、乳幼児を持つ保護者との懇談会を開催し、さらに意識調査を実施しながら、多くの園児が戻れる環境を構築します。

保育職員は、震災前は正職員4名を含む、9名を確保していましたが、現在は正職員のみ災害対策本部の業務を行っています。しかし、仮設住宅集会所において9月中の保育部門を開所する予定から、通所するニーズを把握中で、最低でも4名の保育士、幼稚園教諭を含むスタッフを配置します。

帰還に向けては、再園を基本的に安心できる除染結果をもとに、事前に保護者と懇談会を開催すると同時に、通園児童を募りながら、適切なスタッフを確保します。

園児の送迎は、従来どおり保育園バスを運行します。

飲料水は深井戸から汲み上げていますが、開園に向けては、モニタリング調査を実施いたします。

②川内小学校

震災前の23年度、児童予定総数は113名でした。現在、郡山市の絶大なる支援を受け、河内小学校で当該児童の皆さんと共に学年ごとに授業を受けており、2学期開始時には全体の46.9%にあたる53名が通学しております。これを1学期と比較すると8名、率にして18.1ポイント増加しました。

なお、本村の復興ビジョン策定の際のアンケート調査の中での小学生、中学生の保護者からは37%の皆さんが帰還すると答えていました。

帰還にあたっては、校舎内外と通学路の除染を完全に実施し、安全を担保された後、保育園同様に、保護者との懇談会を密にしながら、多くの児童が戻れる環境を推進します。

具体的には、除染を年内中に実施し、その後、モニタリング調査を行うとともに通学の意向調査を実施します。またスクールバス送迎はこれまで1.5km以上でしたが、これを希望者全員として送迎を実施します。

また教職員は、校長以下13名のスタッフが河内小学校に集結しているので、帰還後の再開については、そのまま移行、対応できるものです。

ただし、教職員用住宅が不足するので、警戒区域の住民用と同様の仮設住宅も必要となってきます。

③川内中学校

震災前の23年度、生徒予定総数は59名でした。現在、小学校同様に、郡山市の逢瀬中学校にサテライト方式によって、4月から開校し、2学期開始時には全体の42.49%にあたる25名が通学しております。これを1学期と比較すると5名、率にして8.5ポイント増加しました。

帰還にあたっては、校舎内外と通学路の除染を完全に実施し、安全を担保された後、保護者との懇談会を密にしながら、多くの生徒が戻れる環境を推進します。

具体的には、除染を年内中に実施し、その後、モニタリング調査を行うとともに通学の意向調査を実施します。またスクールバス送迎はこれまで4km以上でしたが小学生同様に希望により同乗させます。

また教職員は、校長以下14名のスタッフが逢瀬中学校に集結しているので、帰還後の再開については、そのまま移行、対応することになっています。

ただし、教職員用住宅が不足するので小学校同様の仮設住宅も必要となってきます。

(3) 再開時期について

①認定こども園 かわうち保育園

全村帰還の時期を平成 24 年 3 月を目指す観点から、再開を平成 24 年 4 月 1 日の再開を目指します。

また除染は、今後、除染計画を早急に作成し、年内の除染完了を目指します。

②川内小学校

保育園同様に、全村帰還を平成 24 年 3 月を目指す観点から、再開を平成 24 年 4 月からの 1 学期初日の再開を目指します。

また除染計画を早急に作成し、年内の除染完了を目指します。

③川内中学校

小学校と歩調を合わせ、再開を平成 24 年 4 月から 1 学期初めを目指します。

また除染計画を早急に作成し、小学校同様に年内の除染完了を目指します。

(4) 高等学校への通学のための送迎について

本村に存在していた富岡高校川内校は、2 年前の平成 21 年度から募集が打ち切られ、前年度末に 11 名の卒業生をもって、60 年間の高等学校在村の幕は閉じられました。

このため本村には、高等学校が存在しません。一方、富岡高校川内校以外の生徒の大部分は、富岡町、大熊町、さらに双葉町にある高等学校に新常磐交通の乗合バスで通学しておりましたが、しかし、現在では、これらの高等学校は中通り地方のサテライト校に移しているのが現状です。

全村帰還に伴い、また新たな高校進学に伴い、浜通り地方への高校通学は不可能なことから、今後においては、川内村から中通り地方の JR 船引駅や JR 郡山駅まで、マイクロバスにて送迎できるよう検討しています。

また高校生の実態を把握しながら、郡山市や田村市のいずれかに、本村学生の「寮」の設営を前向きに検討します。

IV. 診療所、保健福祉施設関係

5. 診療所の再開

(1) 施設・設備の状況確認について

本村の国民健康保険直営診療所（へき地診療所）は、平成 12 年度から川内村保健福祉医療複合施設「ゆふね」の中で、村内の唯一の医療機関として内科、歯科 2 つの部門で村民の需要に応えており、勿論、地震での被害はありません。

また同施設は、富岡町避難所にあたっての救護所の役目を果たしていたため、今後、清掃作業を実施します。医療機器では、レントゲンをはじめ、震災前の設備は確保することを確認しました。

外部の除染については、今後、実施計画を作成し、年内の除染完了を目指します。

(2) 診療所の医師、医療スタッフの状況について

本村は、平成23年3月16日から郡山市に集団避難をし、診療所職員も医師、歯科医師を除き、避難所の救護活動を行ってきました。仮設住宅への入居が進み、現在、ビッグパレット北側の仮設住宅団地の空きスペースを活用し、仮設診療所を設置、9月下旬から供用開始します。また、医師1名と歯科医師1名は、すでに避難先の救護所に集合済みで、さらに診療所開設に必要な看護師や歯科衛生士など震災前のスタッフが8月には勢揃いしたので診療所運営に必要なスタッフは確保できます。

(3) 再開時期について

本村は村民の帰還時期を緊急時準備区域解除後、除染を行って、安心を担保されてから帰還を目指すことになります。

従って診療所再開時期については、子どもから大人まで帰還時期を同時にやって、役場行政機能の移転時期と平行して、再開を目指します。

この間は、郡山市のビッグパレット北側仮設住宅敷地内での仮設診療所業務を行いますが、薬は院外処方です。帰還後は、従来のとおり院内処方で対処する予定です。

6. 福祉施設の再開

(1) 施設・設備の状況確認について

福祉施設の場としては、前述したように保健福祉医療複合施設「ゆふね」の中に包括され、これまで訪問介護事業と居宅介護事業は当該施設を拠点として、また通所介護事業、いわゆるディサービス事業は当該施設の中で実施していました。

そして7月に確認したところ、施設及び設備とも異常なく、いつでも再開できる見通しとなっています。

敷地内の除染は、年内に除染を実施します。

(2) スタッフへの連絡と業務再開について

本村での福祉及び介護事業は、村社会福祉協議会が実施又は受託しており、震災前のスタッフは、現在も避難先で活動をしています。従って、村民帰還の際には、業務再開が可能となることを確認しました。

(3) 再開時の規模の見通しと再開時期について

再開にあたっては、従来の事業規模として、またその時期については、帰還予定者の概ね50%以上、住民が帰還された時点で、再開を目指します。

(4) 通所される方の移送の段取り

ディサービス事業参加者の輸送は、これまでどおり村内を巡回して特殊車両やマイクロバスで送迎をします。

V. インフラ関係

7. 飲料水の確保について

(1) 住民帰還に伴う水不足解消に向けた対応について

本村は、県内唯一、上水道の施設はなく全世帯が自己管理のもと地下水を汲み上げ又は伏流水が主な水源供給となっています。

その内、従来の井戸やボーリングをして家庭用ポンプにより汲み上げている世帯は、全体の 85%にあたる約 900 世帯が利用しています。しかし、3月 11 日からの地震の頻発によって、水脈が変わって、12 世帯の皆さんから飲料水が確保できない旨の報告がありました。帰還までに復旧を要しますが、現在、その経費の一部費用を交付検討しています。

飲料水のモニタリングについては、村内に戻っている世帯を中心に週 2 回のモニタリングを行っていますが、全村帰郷の際には、さらに安心を高めるため、全世帯の約 1,000 世帯のモニタリングは必要不可欠な要件となりますので、その調査について強く要望します。

(2) 下水処理施設の現状とし尿・汚泥処理について

本村は、1,100 世帯中、農業集落排水事業加入は 370 世帯で、合併処理浄化槽設置は 210 世帯となって、残り約半分は、汲み取り式となっています。

し尿処理及び汚泥処理は、ゴミ同様に双葉地方広域市町村圏組合の処理施設で行われていましたが、現在は、し尿処理のみが行われています。今後、帰郷の際には農業集落排水処理施設や合併浄化槽から排出される、汚泥処理が喫緊の課題となっていますが、現在、双葉地方広域市町村圏組合で、再開にむけて双葉郡内で処理できるかどうか検討中とのことです。

また合わせて合併処理浄化槽設置者に課せられる 3 か月に 1 度の法定点検も、現在では、実施していない状況から、汚泥処理と同様に、双葉地方広域市町村圏組合に対して、処理できる体制を構築するよう申し入れをしました。

(3) 斎場の現状について

本村住民の死亡に伴う、火葬に関することは、これまで双葉地方広域市町村圏組合が主体で運営しており、その斎場は、双葉町の警戒区域内に存在します。

従って、村民の火葬については、現実的に田村市や郡山市で実施されており、地

域的に遠距離にあるのと、区域外のため通常の4倍以上の処理料を支払っています。

そのため住民からの苦情が殺到していることから、その一部の助成制度を帰還に向けて検討中です。また双葉地方広域市町村圏組合に対しても、早急に再開できるよう申し入れをしました。

(4) 電気・電話について

本村の通電環境は、3月11日の震災直後も全世帯へ、供給され停電はありませんでした。現在も同様であり、特に問題は発生しないと思われます。

一方、NTTの電話回線は、富岡町内にある局舎から送信されておりましたが、地震の影響で局舎に通電されないことから、不通となっていました。しかし5月中旬には復旧し、現在ではすべての地域で通話可能となっています。

(5) ガスについて

本村は、全世帯がプロパンガスであり、3月16日の避難した際には、村内4か所ある取扱店舗はすべて、閉店していましたが、屋内退避が解除された4月下旬より住民が一部戻った段階から4店舗で営業が再開されました。

(6) ゴミ収集について

本村の廃棄物関係は、家庭系、業務系ともに双葉地方広域市町村圏組合の処理施設で収集も含めて処理していました。これらの施設は、富岡町や大熊町など4施設がすべて警戒区域に存在し、避難地域となっているため、震災直後から機能を果たさなくなっています。しかし、可燃物ゴミは6月中旬から双葉地方広域市町村圏組合の直営で収集しており、そして楢葉町にある南部衛生センターにおいて焼却しているため住民帰還後においても継続されるものと考えられます。ただし、焼却灰については仮置場を設け対応予定とのこと。その他、家庭から排出されるゴミのすべては、これまで同様に分別収集によって双葉地方広域市町村圏組合で対応できることを確認しました。

しかし、産業廃棄物や災害廃棄物は、現時点で、排出できないことから本村で、仮置場を設け、対応を検討しています。

(7) 生活道路の確保について

本村の生活道路は、縦軸（南北）に国道399号、横軸（東西）に富岡町から小野町に通じる主要地方道小野・富岡線、それに、富岡町から田村市大越町に通じる一般県道富岡・大越線の3基幹道路を中心に、その延長は74kmとなっています。現在、地震による交通止区間はありませんが、一部、路肩が決壊している個所は、数か所あり、福島県に対して復旧工事を要望しています。

また村道、農道及び村道の総延長は、警戒区域も含めて 337 km を有し、改良率は 53.72%、舗装率は 62.35% となっています。

3月に発生した地震では、国県道同様に、通行止めとなる区間は、存在しませんが、路肩決壊や、農業集落排水事業の管路崩落などによる路面の一部損壊は確認されおり、今年度中には復旧できる見通しとなっています。

○通院、通学、買い物などの生活道路の確保について

本村住民の大部分は、通院、通学、買い物など生活道路の確保について、震災前は主要地方道小野・富岡線を通り、富岡町や大熊町、さらに浪江町など浜通り地方に存在する、病院や学校に通っていましたが、警戒区域となつたいま、立ち入りできなくなり、加えて復旧の見通しがつかないことから、帰還後は生活圏の大幅な変更を強いられることになります。

そのため、今後は、田村市をはじめ、郡山市、さらにいわき市への需要が高くなることから、生活道路としての国道 399 号や県道小野・富岡線及び富岡・大越線の高規格の改良工事に早急に着手されるよう強く望むものです。

(8) 農業用水について

本村の基幹産業である農業について、その圃場の大部分が優良農地であるが、今年度は作付制限があって、流水しておらず、従って農業用水が水漏れしているかどうかは不詳です。

来年度の水稻作付方針は現時点で示されておりませんが、帰還に向けては、今後、調査をする予定です。

VII. 除染関係

8. 除染の基本方針について

(1) 基本的事項について

本村の緊急時避難準備区域は、特定避難勧奨地点を除き、推定年間被ばく線量が 20 ミリシーベルトを下回っている地域であると思われます。従って、地域住民の協力を得つつ、効果的な除染を実施し、推定年間被ばく線量が 1 ミリシーベルトを目指します。

また、現在の空間線量の半分以下を目指すため、徹底した除染を行って、子どもが安心して生活できる環境を構築します。

(2) 除染を行う専任職員の配置について

本村災害対策本部に、本年 9 月 1 日より、除染係として専任の職員を 5 名配置し、

徹底した緊急時避難準備区域の除染を行っていきます。

また国の除染チームを本村に派遣され、適切な除染についてのアドバイスを要望します。

(3) 除染計画の樹立について

文部科学省から発表された線量のロードマップを基に、徹底した除染を行うため、今月末日まで具体的な川内村の除染計画を策定します。

(4) 予算の確保について

今月末までに具体的な除染計画を策定するが、除染費用は9月30日に予定している、川内村臨時議会に追加、補正を予定しています。

9. 表土等の除染について

(1) 除染の実施者、実施方法の決定について

実施方法等については、国や県と詳細に検討することが重要ですが、村の緊急時避難準備区域内の線量を踏まえ、かつ、国の指導等に基づき、具体的な実施者や方法を決定する予定です。

なお現段階での除染実施にあたっては、専門業者や組合を組織し、委託することや、緊急雇用によって直営方式により実施予定とします。

(2) 除染地域、場所について

除染地域については、村の緊急時避難準備区域の全てを想定しているところであるが、同時にすることは難しいため、住民、特に子どもや妊婦を最優先と考え、保育園と小中学校の計3箇所、すわの社公園の除染を開始します。

次に医療・介護の複合施設である「ゆふね」、住民が立ち寄る「役場」や温泉施設「かわうちの湯」や「いわなの郷」、川内村総合グラウンドや道路等の公共施設の除染を実施することとします。

その後、住民の家屋（庭も含む）や主産業である農林業の再開のため農地や山林等を順次行うこととします。

※各施設の線量の影響を与える周辺までの除染も併せて行うものとします。

なお、村の面積の40.5%が村有林、また28%が国有林であるなど、村の緊急時避難準備区域内の除染作業において、役場の職員や村民だけでは作業は非常に困難であることから、国や県、専門機関の人的サポートを強く要望します。

(3) 実施スケジュールについて

除染の実施の際は、国や県と詳細につめることが重要ですが、居住空間においては今後2年間の間に順次進めていく予定です。

また除染計画には、概ね次の期間で除染することを網羅します。なお、空間線量は、7月13日と19日に文部科学省で行ったモニタリング調査時の地上1.0mの空間線量の数値です。

①かわうち保育園 ($0.37 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月15日～平成23年11月15日まで（約1か月）

②川内小学校 ($0.31 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月15日～平成23年12月15日まで（約2か月）

③川内中学校 ($0.45 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月15日～平成23年12月15日まで（約2か月）

④保健福祉医療複合施設「ゆふね」 ($0.68 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月15日～平成24年1月15日まで（約3か月）

⑤すわの杜公園 ($0.60 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月15日～平成24年1月15日まで（約3か月）

⑥川内村役場 ($0.20 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月20日～平成23年12月20日まで（約2か月）

⑦川内村コミュニティセンター ($0.30 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月20日～平成23年12月20日まで（約2か月）

⑧川内村体育センター ($0.30 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月20日～平成23年12月20日まで（約2か月）

⑨川内村総合グラウンド、($0.32 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月20日～平成24年3月20日まで（約5か月）

⑩天山文庫、阿武隈民芸館 ($0.35 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月20日～平成23年12月20日まで（約2か月）

⑪かわうちの湯 ($0.23 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月20日～平成23年12月20日まで（約2か月）

⑫いわなの郷 ($0.35 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月20日～平成24年12月20日まで（約14か月）

⑬村営住宅、教職員（5か所）

平成23年10月20日～平成24年3月20日まで（約5か月）

⑭各集会所

・ 第1区集会所 ($0.38 \mu \text{Sv/h}$)

平成23年10月20日～平成24年2月20日まで（約4か月）

・ 第2区集会所 ($0.26 \mu \text{Sv/h}$)

平成 23 年 10 月 20 日～平成 24 年 2 月 20 日まで（約 4 か月）

・第 3 区山村活性化支援センター ($0.28 \mu\text{Sv}/\text{h}$)

平成 23 年 10 月 20 日～平成 24 年 2 月 20 日まで（約 4 か月）

・第 4 区集会所 ($0.27 \mu\text{Sv}/\text{h}$)

平成 23 年 10 月 20 日～平成 24 年 2 月 20 日まで（約 4 か月）

・宮ノ下集会所 ($0.41 \mu\text{Sv}/\text{h}$)

平成 23 年 10 月 20 日～平成 24 年 2 月 20 日まで（約 4 か月）

・第 5 区集会所 ($0.60 \mu\text{Sv}/\text{h}$)

平成 23 年 10 月 20 日～平成 24 年 2 月 20 日まで（約 4 か月）

・第 6 区集会所 ($0.39 \mu\text{Sv}/\text{h}$)

平成 23 年 10 月 20 日～平成 24 年 2 月 20 日まで（約 4 か月）

・手古岡集会所 ($0.65 \mu\text{Sv}/\text{h}$)

平成 23 年 10 月 20 日～平成 24 年 2 月 20 日まで（約 4 か月）

・第 7 区集会所 ($0.54 \mu\text{Sv}/\text{h}$)

平成 23 年 10 月 20 日～平成 24 年 2 月 20 日まで（約 4 か月）

⑯国道、県道、村道、農道など（生活道路）

平成 23 年 10 月 30 日～平成 24 年 12 月 30 日まで（約 14 か月）

国道、県道の除染作業は、国と県に対して早急の実施を要望します。

⑰住民の家屋（庭も含む）や 農地

平成 23 年 10 月 30 日～平成 24 年 12 月 30 日まで（約 14 か月）

⑯住民が保有する山林

平成 24 年 4 月 20 日～平成 44 年 12 月 30 日まで（約 20 年）

山林は、住宅や道路の周囲、約 5m 程度の除染は、約 3 年とします。

⑯村が保有する山林

平成 24 年 4 月 20 日～平成 44 年 12 月 30 日まで（約 20 年）

⑯国が保有する山林

平成 24 年 4 月 20 日～平成 44 年 12 月 30 日まで（約 20 年）

⑯河川、その他

平成 24 年 4 月 20 日～平成 44 年 12 月 30 日まで（約 20 年）

（4）表土等の処分場の決定および仮置き場（一時保管場所）の特定について

現時点では、詳細な場所、面積は特定していませんが、概ね、富岡川及び井出川筋の警戒区域内を考えています。今後、除染計画の中、網羅していく予定です。

VII. その他

10. 公的機関の再開

(1) 警察機能について

本村を管轄する警察署は、富岡町にあった双葉警察署ですが、震災直後からその機能を川内村役場に移し、さらに本村が自主避難したことにより、現在、川俣警察署に移し、警備しています。また同警察署川内駐在所も現在、本村と葛尾村の2つを警備しているとの確認は得ましたが、常駐はしておりません。

帰還に合わせ、警察署本部機能と駐在所機能を同地区内で再開できるよう、要望いたしました。

(2) 消防機能について

①広域消防

広域消防本部は、従来、浪江町と富岡町にありましたが、警察同様に、震災後、すべて本村にその機能を移しており、防災体制を担っておりました。現在では、その機能を分散し、楢葉町出張所に51名、川内出張所に49名体制となっています。さらに本部機能は本村コミュニティセンターにあって、12名体制で機能を維持しています。

本村帰還に向けて、現状体制の維持を要望しておりますが、少なくとも従来の川内出張所での人員は確保できるものと思います。

②川内村消防団

本村消防団活動は、集団避難した3月16日から基本的に非活動の休止状態です。屋内退避が解除された後、村内に戻っている一部消防団員が巡回していることが、報告されていますが、少人数のためその機能は万全ではありません。9月3日に消防団幹部と協議した結果、本年10月以降に、村内に戻っている消防団員のみで今後の消防団活動の進めていく方針となりました。

帰還後においては、従来の活動を維持します。

11. 公共交通機関の復旧

(1) 福祉バスの運行について

本村は、これまで各地域を巡回し、国保診療所とかわうちの湯に限り送迎を無料で運行していましたが、避難と同時に休止しています。

帰還後は、従来の機能を維持していきます。

(2) 新常磐交通に代わる新たなバス路線の運行について

乗合バスとして、本村とJR富岡駅間を一日、3往復しておりましたが、現時点でのこの路線の再運行は到底、考えられません。

従って、この路線に代わる、新たな乗合バスとして小野町の小野新町駅へ通じる路線と、田村市の船引駅に通じる2路線を運航できるよう、バス事業者及び福島県に対して要望していきます。

○通院、通学、買い物などの生活用村営バスの運行について

帰還後は、田村市や小野町などへ、村民のための通院、通学、買い物などの生活を支援するため、村営バスの運行について検討します。

1.2. 生活に必要な民間サービス

(1) 金融機関について

本村の郵便局を除く金融機関としては、郡山信用金庫川内支店とふたば農業協同組合川内支店の2店舗が営業していました。しかし、原子力発電所の事故後の3月14日より屋内退避となつたことから行政機能同様に、それぞれ避難先での営業活動となっています。

しかし、緊急時避難準備区域解除され、除染された後、住民が戻った際には営業は可能と考えられますので、それぞれに連携を図って、営業できる体制を模索していきます。

(2) 郵便局について

本村の郵便局は、川内郵便局と上川内郵便局の2か所存在し、やはり3月14日より両郵便局とも区域内での営業は休止しておりました。しかし、屋内退避から緊急時避難準備区域設定後の4月25日より営業再開となって、現在も、郵政3事業である郵便、保険及び貯金業務は、営業を再開し、帰還後も現状のスタッフで営業されていくことになっています。

現在は、村内に戻っている住民の対応をしている状況です。

(3) 宅配について

本村の宅配は、屋内退避なつた時点では、配達区域外でしたが、その後、緊急時避難準備区域に移行された時期から、宅配できる環境になりました。帰還後も継続されるものとなっています。

(4) 新聞について

本村の新聞店は、各種新聞共通の1店舗のみでありました。全村避難から当該新聞店も避難しておりましたが、6月中旬から営業を再開しており、現在は村内に戻られている住民に新聞を配達しております。

なお、これまでの新聞店の新聞配達は富岡町からでしたが、警戒区域とJR常磐

線の不通などにより、田村郡小野町の新聞取り扱い店から直接、新聞を受けており、配達しているとのことで、住民帰還後も同様に継続できると聞いております。

(5) 電気・電話について

本村の電気環境は、3月11日の震災直後から全世帯へ、供給され停電はありませんでした。現在も同様であり、特に問題は発生しないと考えられます。

一方、NTTの電話回線は、富岡町内にある局舎から送信されておりましたが、地震の影響で局舎に通電されないことから、不通となっていましたが、5月中旬には復旧し、現在ではすべての地域で通話可能となっています。

(6) 携帯基地局について

携帯電話の基地局は、本村にあるNTT局舎が中継点となって、ドコモ携帯4局、AU携帯が3局、そしてソフトバンク携帯が5局のいずれもが接続可能となって、村内の全地域で通話可能となっています。

(7) ガソリンスタンドについて

本村のガソリンスタンドは、いずれも緊急時避難準備区域にあって、3店舗とも6月中旬より営業を再開しました。

現時点では、各店とも村外から通勤しての営業中ですが、今後においても供給が途絶えることはないものと思われます。

(8) 商店について

本村の大部分の小売業は、主に雑貨業として営業しておりますが、震災前は17店舗の営業から現在では6店舗の営業に留まっています。

これは店主自体が避難していることによるものですが、全村帰還後は従来の店舗開業が見込まれます。

13. 産業・雇用に関するこ

(1) 農業について

本村の基幹産業としての位置付けは農業です。新鮮で安心できる農産物を提供してきた大切な産業であると同時に、豊かな自然環境と調和し、地域環境の維持に貢献してきました。特に、緊急時避難準備区域の農地においては、圃場整備事業や草地開発事業など生産基盤の整備を積極的に推進したことによって、多くの優良農用地を確保しております。また、農地の水源かん養や保水などの機能、防災機能が見直しされ、さらに対人と自然の出会いとふれあいを演出する空間としてもその価値が重視されています。

緊急時避難準備区域にある農家戸数は、全体の約8割の319世帯で主に、第二種兼業農家となっています。耕地面積では、全村941haのうち658haで田が427ha、畑が109ha、その他は牧草地などとなっています。

今年度の本村の圃場は、水稻に作付制限がかかり、一部、試験的に栽培されている農地以外は、見るに無残な圃場となって雑草が伸びきっています。今後、各地区の集落協定において、雑草の除去と除染作業を行って、優良農地を確保していきます。

これは基幹産業としての位置づけから、帰還後も稻作経営に意欲を燃やしている農家も多く、徹底した除染を希望するものです。

(2) 林業について

本村での山林は、村総面積の88%を占め、これまで林業や木材産業をはじめとする森林資源を活用した様々な生産が営まれ、林業振興を図るため、村職員を数名張り付け、森林の整備を進めてきました。農業に次ぐ産業を担う人々の生活の場として地域社会が維持され、林産物等の安定供給はもとより、水資源のかん養、国土の保全、美しい自然景観形成等の森林の多面的な機能が発揮され、安全で快適な生活の確保に重要な役割を果たしてきたところです。

また最近では、心の豊かさを大切にする基調のもとで、豊かな自然とのふれあいや自然との共生への関心が高まる中で、森林・山村に対する住民の期待は、これまで果たしてきた役割に加え、森林環境教育や山村生活体験など様々な体験活動、さらには文化活動など創作活動の場としての利用、野生動植物の生息の場としての保全、地球温暖化防止の観点から森林の持つ二酸化炭素の吸收・固定機能等の適切な発揮など多様化しており森林整備その活動拠点となる本村山林の振興を図ることは、重要な課題となっています。

緊急時避難準備区域にある林野面積は、112.7km²でうち民有林が全体の7.4%にあたる30.7km²となっています。

本村においては、これまで保育事業や間伐事業に投資してきた財源は、相当額に及ぶものであり、また、作業員がこれら事業を実施するため、山林に立ち入る回数も頻繁にあることから。安全確保の観点から適切な林野全体の除染を望むものです。

なお山林の除染については、短期間の実行は不可能なため、数年をかけて除染実施の計画を樹立します。

(3) 水産業について

木戸川を本流として分岐する支流河川が本村の内水面漁場である。各河川は、水量に恵まれイワナなどの宝庫として県内外にも知れ渡り、趣味を生かした渓流釣りのメッカとなっています。

また、平成5年からは、村が整備した「いわなの郷」において養殖事業が開始され、平成11年から同施設においてイワナの種苗生産が行われ、孵化された稚魚を活用し、施設内での観光事業や加工品として活用しています。

木戸川水系といわなの郷は、幸いにして緊急時避難準備区域にあることから、特に交流施設であるいわなの郷で生産される「いわな」のモニタリング調査を頻繁に実施し、観光客や消費者に対して安全・安心の確保を促していきます。

(4) 商工業の再開支援について

①商業について

本村の店舗数は、17となっています。人口の減少、モータリゼーションに伴う買い物行動の広域化、移動販売車の進入により、数は少なくなっていますが、住民が生活を営むには必要不可欠なものです。

現在の営業数は、前述したように数は少なく、帰還後も100%営業できるよう、中小企業など支援する低金利資金を活用できるよう啓蒙していきます。

また、小規模で総合雑貨的な商店が多く経営基盤は脆弱であることから、経営内容についても、商工会に診断をお願いしながら、住民の帰還に合わせ、地元商店街での買い物ができる環境を構築していきます。

②工業と就労の確保について

本村の工業は、婦人服製造加工の女性を主とした事業所に加え、製造加工を主体とした中小企業がほとんどであり、村民生活向上に重要な役割を果たしています。

これらの工場は、原発の事故によって3月中旬から全く営業しておりませんでしたが、屋内退避が解けた時点から、徐々に営業を再開し、現在では、縫製業が3工場、製造業が1工場で営業を再開しています。

村民の大部分が、避難生活から職を失っている状況に鑑み、今後、積極的に工場の誘致活動を展開しながら、雇用の場を確保していきます。特に、若者や女性が働き安い製造業の工場を誘致できるよう取り組んでいきます。

(5) 観光業、観光施設の再開について

本村の観光資源は、これまで「天山文庫」や「阿武隈民芸館」、それに「平伏沼」に限られていました。近年は、自由時間の増大や生活意識の変化を背景に、農山村へのふれあいとそこから学ぶ意欲、都会の子供たちの農山村への体験受入等に配慮し、豊かな自然、のどかな山村風景を背景として、交流人口の拡大を推進するための施設として「いわなの郷」や「かわうちの湯」などに加え、「ひとの駅」や「あれ・これ市場」などが脚光を浴びておりました。

しかし、今回の原子力発電所により事故で、これまで取り組んだ観光客の増加推

進は、停止状態となって、さらに風評被害に伴い、復活、再生には相当な時間を費やさなければなりません。

そのため、特に敷地内の除染が必要な「いわなの郷」をはじめ「すわの杜公園」、「高塚公園」「館山公園」などは細部にわたって、計画的に実施していきます。

1.4. 仮設住宅の整備

(1) 警戒区域に自宅を持つ住民のための仮設住宅

3月16日の大地震によって、住宅が全壊と診断された2世帯に加え、警戒区域には、第5区の田ノ入地区49世帯、111名、第7区の篠平地区に2世帯、4名、さらに第8区全地域109世帯、238名が存在します。ただし、第8区には知的障害者更生施設38世帯、38名が登録されていますので、この部分を考慮すると124世帯が、仮設住宅を必要とする世帯となります。

本村では、全村、全地域帰還が基本ですから緊急時避難準備区域に仮設住宅、若しくは、将来とも活用できる集合住宅（後には公営住宅の位置づけ）の建設を要望します。

今後の建設に要するスケジュールは、まず建設場所を選定し、意向調査を実施すると共に、建設戸数を決定し、その後、工事発注し、供用開始となりますので、帰還宣言後、約3~4か月を要するものと思われます。